

船舶事故等調査報告書

平成21年11月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009広第98号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年2月20日 21時22分ごろ	
発生場所	広島県尾道市 カタビラゾワイ灯標から真方位331° 300m付近 (概位 北緯34° 22.5′ 東経133° 17.0′)	
事故等調査の経過	平成21年3月26日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 台船 ^{つねいし} 常石25号、長さ60m×幅22m×深さ3.5m なし、ツネイシホールディングス(株)常石ポートサービスカンパニー B 漁船 ^{てんせい} 天成丸、4.9トン HS3-33243（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	A なし B 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	A 右舷船尾部擦過傷 B 船首部圧壊	
事故等の経過	B船は、尾道市百島東岸沖を南進中、黄色点滅灯を点灯して錨泊中の無人台船とこれに係留されていた無人のA船が前路にいたが、これに気付かず航行して、平成21年2月20日21時22分ごろ、B船の船首とA船の右舷船尾部とが衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 3	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし B船は、レーダーを適切に使用した見張りを行っていなかったため、A船に気付かなかったものと考えられる。 B船は、A船に係留されていた無人台船に点滅灯（光達距離約2海里）が取り付けられていたことから、前路の見張りを厳重に行っていれば、その存在を知ることができ、本事故の発生を防止できた可能性があると考えられる。
原因	本事故は、夜間、尾道市百島東岸沖において、A船が黄色点滅灯を点灯した無人台船に係留中、B船が南進中、B船がレーダーを適切に使用した見張りを行っていなかったため、A船に衝突したことにより発生したものと考えられる。	